

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和八年一月三十日

奈良県教育委員会教育長 大石健一

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良
県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一
号の次に次の一号を加える。

二 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年
法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する
こと。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。